

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人イーストとくしま観光推進機構と称する。  
英文名称を East Tokushima Tourism Authority とする。

(事 務 所)

第2条 当法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、世界にその名を知られた阿波踊りをはじめとする徳島東部地域の魅力が認知され、国内外の人々から訪問先として優先的に選ばれる地域となるよう、行政・民間が一体となって観光地経営の視点に立ち、地域ブランドの確立に向けた諸事業に戦略的に取り組み、観光関連産業の振興と交流人口の拡大による地域経済活性化の促進と、住民の愛着や誇りを醸成する豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光振興に関する戦略の策定
- (2) 観光に関する情報収集・調査研究
- (3) 国内外の来訪客の誘致促進及びプロモーションの実施
- (4) 観光関連商品・サービス、地域産品等の企画・開発・制作・販売及び支援
- (5) 来訪客受入環境の整備並びに観光まちづくりに関する人材育成
- (6) 旅行業法に基づく旅行業
- (7) 前各号に係るコンサルタント事業並びに国の機関、地方公共団体、その他関係諸団体からの受託事業
- (8) その他、当法人の目的達成のために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

### 第3章 社 員

(入 社)

第6条 社員は、当法人の目的に賛同し、運営に参画するため入社した地方公共団体、法人及び団体とする。

2 当法人の設立後、社員となるには、当法人の入社及び退社に関する規則（以下「入退社規則」という。）に基づき、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

3 当法人の社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の入退社規則に従い、当法人の運営に要する経費を支払わなければならない。

2 社員は、当法人の入退社規則に従い、当法人が必要とする人員の派遣を求めたときは、当該人員を派遣しなければならない。

3 社員は、当法人の入退社規則に従い、経費の支払いに替えて当法人が必要とする人員の派遣を求めたときは、当該人員を派遣しなければならない。

4 本条の経費及び人員の派遣は、社員については、一般法人法第27条に規定する経費とみなす。

5 既納の負担金その他の拠出金品は、返還しない。ただし、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

(退 社)

第8条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

(1) 当該社員からの退社の申し出。社員は、やむを得ない事由があるとき、当法人所定の様式による届出をすることにより、任意にいつでも退社することができる。

(2) 当該社員の解散

(3) 総社員の同意

#### (4) 除名

- 2 社員の除名は、社員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。
  - (1) 定款又は当法人の規則に違反したとき
  - (2) 当法人の名誉を棄損し、又は当法人の目的に違反する行為があったとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### (社員名簿)

- 第9条 当法人は、社員の名称及び住所を記載又は記録した「社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 前項の「社員名簿」をもって、一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。
  - 3 当法人の社員に対する通知又は催告は、「社員名簿」に記載又は記録した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

## 第4章 会 員

#### (入 会)

- 第10条 当法人の目的に賛同して入会した法人、団体及び個人を会員とする。
- 2 当法人の会員となるには、当法人の入会及び退会に関する規程（以下「入退会規程」という。）に基づき、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。なお、会員は社員総会での議決権を持たない。

#### (会 費 等)

- 第11条 会員は、当法人の入退会規程に従い、当法人の運営に要する経費に充てるため、会費を支払わなければならない。
- 2 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。ただし、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

#### (退 会)

- 第12条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 当該会員からの退会の申し出。会員は、当法人所定の様式による届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
  - (2) 当該会員の死亡又は解散
  - (3) 除名
- 2 会員の除名は、会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によってすることができる。
- (1) 前条の義務を履行しなかったとき
  - (2) 当法人の名誉を棄損し、又は当法人の目的に違反する行為があったとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

## 第5章 社員総会

### (種別及び構成)

- 第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、すべての社員をもって構成する。
- 2 前項の社員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

### (招 集)

- 第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。
- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。ただし、会長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、開催日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、2週間前までに発するものとする。

### (招集手続きの省略)

- 第15条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除いて、招集手続きを経ずに開催することができる。

### (権 限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表、損益計算書及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たるものとする。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

(決議の省略)

第20条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めることにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した社員のうちから総会において選出された議事録署名人1名が、署名押印、記名押印又は電子署名する。

## 第6章 役員

(種類及び定数)

第23条 当法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上

(理事の資格)

第24条 当法人の理事は、当法人の社員たる地方公共団体、法人又は団体に所属する者の中から選任する。ただし、必要があるときは、上記に該当しない者の中から選任することができる。

2 当法人の各理事につき、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と特殊の関係のある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(選任)

第25条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(解任)

第26条 当法人の理事及び監事は、社員総会決議によって解任することがで

きる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(代表理事等)

第27条 当法人は、会長1名を置き、専務理事1名を置くことができる。会長及び専務理事は、理事会において議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって理事の中から選定する。

- 2 会長及び専務理事は、一般法人法上の代表理事とする。
- 3 会長及び専務理事は、当法人を代表し会務を総理する。
- 4 会長又は専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 当法人の設立後に選任された理事又は監事の任期は、他の在任理事又は監事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事及び監事は、第23条で定めた員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

- 第31条 理事及び監事には、報酬及び退職金は支払わないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、総会において報酬等の基準を別に定めるときは、当該基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
  - 3 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(非業務執行理事等との責任限定契約)

- 第31条の2 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。
- 2 前項の契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で、かつ、当該契約に定める額と一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第7章 理事会

(設置)

- 第32条 当法人は、理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(招集)

- 第33条 理事会は、会長がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 2 会長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。

(招集手続きの省略)

- 第34条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(権限)

- 第35条 理事会は、法令に定める事項及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職

(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たるものとする。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議 事 録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長（会長に支障があるときは、出席理事）及び監事がこれに署名押印、記名押印又は電子署名し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会運営事項)

第40条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により会長が別に定める。

## 第8章 基 金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、社員、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第42条 基金の募集、割当て及び払込みの手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

(基金の返還の手続き)

第43条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第44条 当法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第47条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書
  - (5) 正味財産増減計算書
  - (6) 貸借対照表、損益計算書及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類について

は、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の非分配)

第48条 当法人は、剰余金の分配を行わないものとする。

## 第10章 解散及び清算

(解散の事由)

第49条 当法人は、社員総会の決議その他、一般法人法第148条で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

(事務局)

第51条 当法人の事務処理及び事務遂行のため、事務局を設置する。  
2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

## 第12章 補 足

(委 任)

第52条 この定款で定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項はすべて一般法人法その他の法令に従う。

### 第13章 附 則

(最初の事業年度)

第54条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時社員の名称及び住所)

第55条 設立時社員は、次のとおりである。

設立時社員：徳島県徳島市幸町二丁目5番地  
徳島市

設立時社員：徳島県小松島市横須町1番1号  
小松島市

設立時社員：徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1  
阿波市

設立時社員：徳島県徳島市西船場町二丁目24番地の1  
株式会社阿波銀行

設立時社員：徳島県徳島市中徳島町二丁目5番地2  
一般社団法人徳島新聞社

設立時社員：徳島県徳島市幸町一丁目47番地3  
株式会社エアトラベル徳島

設立時社員：徳島県徳島市富田浜一丁目41番地  
株式会社徳島銀行

(設立時役員)

第56条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事：遠藤彰良、濱田保徳、藤井正助、見村尚師、山中総、  
西村博、吉村昇

設立時監事：森尊昭

設立時代表理事(会長)：遠藤彰良

## 附 則

- 1 この定款は、令和3年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以後の定款第7条第5項及び第11条第2項の規定は、令和元年度以後の年度分の負担金、会費その他の拠出金品に係る返還から適用し、平成30年度分までの負担金、会費その他の拠出金品に係る返還については、なお従前の例による。
- 3 第30条の規定にかかわらず、施行日前に監事となっている者の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。